意見書(案)第43号

ゲノム編集表示の義務化を求める意見書

上記の意見書(案)を別紙のとおり提出する。

令和6年12月20日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明 様

提出者三鷹市議会議員野村羊子賛成者"大城美幸

ゲノム編集表示の義務化を求める意見書

ゲノム編集とは、染色体上の特定の塩基配列(ゲノムの一部)を認識する酵素を用いて、その塩基配列の一部を改変する技術である。この改変の結果、外来遺伝子が残っている場合は「組換えDNA技術(遺伝子組換え)」となり、食品表示基準で表示が義務づけられている。一方、外来遺伝子が残っていない場合はゲノム編集技術応用食品となり、表示義務はない。

我が国においては、2019年にゲノム編集技術応用食品の販売が解禁され、既にトマト、トウモロコシ、ジャガイモなどの農作物や、マダイ、トラフグ、ヒラメなどの水産物の届出が受理されている。そのうちの幾つかは既に市場流通しており、今後、届出される品目がさらに増えることが予想される。

一方、消費者基本法では、消費者は商品などに関する正確かつ充分な情報を得る 権利があり、また自分の意思で商品などを選択できる権利があるとされている。

現在、スーパーやECサイト(オンラインショップ)で販売される際に、ゲノム編集技術応用食品であることの表示が分かりにくく、消費者がゲノム編集技術応用食品であることに気づかないまま購入する可能性がある。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、消費者の知る権利、選ぶ権利を担保するために全てのゲノム編集技術応用食品について表示を義務化することを強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年12月20日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明